

入札広告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成24年2月10日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
坂出管理センター所長 栗原 敏広

1 業務の概要

- (1) 業務名 平成24年度坂出管理センター管内社屋等施設保守管理業務
- (2) 業務場所 自) 香川県坂出市与島町557
至) 香川県坂出市川津町下川津4388-1
- (3) 業務内容
本州四国連絡高速道路株式会社坂出管理センター管内社屋等の建築物環境衛生管理技術者としての業務を行うとともに、管理センター、料金所、PA休憩施設、社宅の建築設備、空調換気設備、給排水設備、衛生設備、電気設備、消防設備の点検、及び水槽清掃、水質検査、害虫防除、環境測定を行う。
- (4) 業務概要
 - 1) 受注者は、建築物環境衛生管理技術者免状を有する技術者1名を選任し、本業務に従事させる。
なお、本州四国連絡高速道路株式会社は、この者を本業務の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者として選任し、行政機関に届け出る。建築物環境衛生管理技術者は、本業務の計画調整を行う他、下記の点検等業務も行うことができる。
 - 2) 受注者は、別表-1対象設備・作業一覧表、別表-2点検頻度・作業内容一覧表の点検等業務を行う。点検等については法令に定められた資格を有する者が行うものとする。
- (5) 履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) その他
本業務は、入札参加者の競争参加資格を入札前に審査し、その後落札者を決

定する業務である。

2 競争参加資格

当該業務に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）による当該業務に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 次の①から⑤までに掲げる者でないこと。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 過去2年以内において次のイからトまでの一に該当したと認められる者
 - イ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ その他本四会社に著しい損害を与えた者
 - ト イからへまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
- ③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ④ 競争参加資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
- ⑤ 商法その他の法令に違反して営業を行った者

(2) 平成21・22・23年度物品購入契約等参加資格の審査において「役務の提供」のうち、競争参加資格確認結果通知の日までに「各種設備等の保守・点検管理」で資格を有すると認められた者で坂出管理センターに登録があり、かつ、AもしくはBの等級に格付けされた者であること。なお、競争参加資格を有しない入札参加希望者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

資格審査申請に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒762-0025

香川県坂出市川津町下川津4388-1

本州四国連絡高速道路（株） 坂出管理センター 総務課

電話 0877-45-5511（代表）

(3) 開札時点において、当社から指名停止を受けていない者であること。

- (4) 岡山県又は香川県に本社、支社又は営業所を有すること。
- (5) 平成13年度以降に元請けとして完了した下記同種業務の実績を有すること。

【同種業務】

- ・建築物環境衛生管理業務（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第4条の規定に基づく業務。以下同じ。）のうち延べ床面積3,000㎡以上のもの
- (6) 平成18年度以降に元請けとして完了した下記業務の実績を有すること。
 - ・岡山県又は香川県における建築物環境衛生管理業務
- (7) 建築物環境衛生管理技術者免状を有し、かつ別添に示す施設保全点検員Aに該当するもので、平成13年度以降に上記2（5）の業務に1年以上技術者として従事した経験を有するものを選任可能であること。

3 競争参加資格確認申請書の作成及び提出に関する事項

- (1) 申請書等の提出
入札参加希望者は、技術資料を添付した競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 申請書等の作成
技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。
- (3) 申請書等の入手方法
入札参加希望者は、技術資料作成要領、入札広告の写し、契約書案、入札及び見積り手引き、図面、仕様書、設計書（以下「設計図書等」という。）を入札広告の日から平成24年2月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで、記2（2）の場所においてCD-Rにより無料で入手できる。
- (4) 申請書等の提出期間及び提出場所
申請書等の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。
 - ①提出期間 平成24年2月10日（金）から平成24年2月20日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで
 - ②提出場所 記2（2）に同じ。持参のみ。郵送又は電送は受け付けない。
 - ③申請書等の確認 受付時に簡単なヒアリングを実施するので、提出する資料について内容を理解し、説明できる者が持参すること。

4 入札執行及び開札の日時並びに場所等

- (1) 開札日時：平成24年3月23日（金）14：00
- (2) 場 所：記2（2）の会議室
- (3) 方 法：入札書は持参すること。

5 その他

- (1) 提出された申請書等は返却しない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
なお、当社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることができる。

(詳細は、当社ホームページ <http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html> による。)

- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、上記5 (4) に該当する者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書等による。

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
坂出管理センター所長 栗原 敏広 殿

業者コード（注1）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

競争参加資格確認申請書

平成24年2月10日付けで入札広告のありました「平成24年度坂出管理センター管内社屋等施設保守管理業務」に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 技術資料 1部

（注1）業者コードは、当社より送付された「平成21・22・23年度物品購入契約等参加資格の資格認定通知書」に記載されているコード番号を記載してください。

別表－1 対象設備・作業一覧表

場 所	区 分	建築 設備	空調 換気 設備	給排 水 設備	衛生 設備	電気 設備	消防 設備	水槽 清掃	水質 検査	害虫 防除	環境 測定	備 考
坂出 I C 管理センター 3228㎡	社屋棟 ポンプ室 車庫 倉庫 電気室 薬剤庫 トールゲート	○ ○	○	○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○	○	○	○	特定建築物
坂出本線 料金所 1222㎡	料金所棟 トールゲート	○ ○	○			○	○ ○					
坂出北 I C 640㎡	料金所棟 ポンプ室 電気室 トールゲート	○ ○	○	○ ○		○	○ ○ ○	○				
与島 P A 便所棟233㎡	便所棟	○	○		○	○	○					園地トール含む
与島料金所 236㎡	料金所棟 トールゲート	○ ○	○			○	○ ○					
坂出社宅 2286㎡	社宅棟 ポンプ室 共同倉庫			○ ○			○ ○	○				

別表－２ 点検頻度・作業内容一覧表

設備名	作業内容	点検頻度	備考
建築設備	排水設備（樋、ルフトレ）の点検・清掃	2回/年	
空調換気設備	チーリングユニットの点検	2回/年	
	ユニット型空調機（ダクト外類等含む）の点検	2回/年	
	空調用冷温水ポンプ（配管・膨張タンク類等含む）の点検	2回/年	
	エアコン（パッケージ型、ルーム型等）の点検	2回/年	フィルター清掃含む
	換気扇（ロスタイ換気扇、有圧扇、送排風機等）の点検	2回/年	フィルター清掃含む
給排水設備	残留塩素測定（簡易専用水道）	1回/週	
	貯水槽の点検（簡易専用水道）	1回/月	
	給水ポンプ（配管類等含む）の点検	1回/年	
衛生設備	便器、洗面器、洗浄装置、掃除流し等の点検	1回/6ヶ月	初回実施： 平成24年7月
電気設備	分電盤、配線及び配線器具全般の外観点検	1回/月	点検詳細は自家 用電気工作物保 安規程による
	分電盤、配線及び配線器具全般の外観点検、電流、電圧、絶縁測定、ブレーカトリップ試験等	1回/年	
	屋内照明設備、屋外照明設備全般の点検	1回/年 (3回/年)	
消防設備	機器点検（作動点検、外観及び機能点検）	1回/6ヶ月	初回実施： 平成24年7月
	総合点検	1回/年	
水槽清掃	受水槽、高架水槽の清掃	1回/年	
水質検査	三号イ(10項目)検査	1回/年	
	三号イ(15項目)検査	1回/年	
	三号ロ検査	1回/年	
害虫防除	坂出管理センターにおける対象区域を実施	1回/6ヶ月	初回実施： 平成24年8月
環境測定	空気環境測定	1回/2ヶ月	
	照度測定	1回/6ヶ月	初回実施： 平成24年7月

注：設備の点検は、設備毎にそれぞれの点検実務経験を1年以上有する者が行わなければならない。
また、点検について法令に定めのある設備については、各々に応じた有資格者が行わなければならない。
なお、自家用電気工作物については、第一種電気工事士の資格者が点検を行うものとする。
点検頻度欄の（ ）は、PAにおける点検頻度を示す。